

原議保存期間	5年(令和2年3月31日まで)
有効期間	一種(令和2年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察(方面)本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁人少発第593号
令和6年5月21日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

触法調査及びぐ犯調査に関する資料の組織的及び厳格な管理等について(通達)
捜査資料の管理等については、「捜査資料の組織的及び厳格な管理等について(通達)」(令和6年5月20日付け警察庁丙刑企発第56号ほか)により、留意事項等が示されているところ、触法調査及びぐ犯調査の過程において作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録等についても、上記通達の定める管理方法等に留意し、遺漏なきよう、組織的かつ厳格な管理等に努められたい。